

法 学 号 外
平成 29 年 6 月 26 日

各私立高等学校設置者 } 様
各 私 立 高 等 学 校 長 }

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

高校生向け冊子「これであなたもひとり立ち」について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 半田
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成29年6月21日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社事務主管課

御中

文部科学省初等中等教育局教育課程課

高校生向け冊子「これであなたもひとり立ち」について

このたび、金融広報中央委員会から、別添の通り、経済生活上の基礎知識を身に付けられるようにするための教材として作成した標記の冊子について、全国の高等学校等に向けて発送するため、周知に関する協力依頼がありました。

つきましては、本教材の配布について御了知の上、都道府県教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の高等学校及び域内の高等学校を設置する市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会指導事務主管課におかれましては、所管の高等学校に対し、都道府県私立学校事務主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社事務主管課におかれましては、所轄の高等学校及び高等学校を設置する学校法人等に対し、附属学校を置く国立大学法人附属学校事務主管課におかれましては、附属の高等学校に対し、このことについて周知を図るなど、御協力をお願いします。

なお、本教材については、金融広報中央委員会から各高等学校等に直接配布されることとなっており、その内容につきましては、金融広報中央委員会事務局に直接お問い合わせ下さいますようお願いします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局教育課程課
企画調査係 高瀬、石井

TEL: 03-5253-4111
(内線: 2565)
FAX: 03-6734-3734



金広委第66号

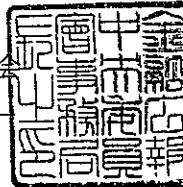
平成29年5月31日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

合田 哲雄 殿

金融広報中央委員会

事務局長 鶴海 誠一



高校生向け教材「これであなたもひとり立ち」を全国の高等学校等に向けて
発送することに関する周知について

金融広報中央委員会の活動につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

金融広報中央委員会（以下「中央委員会」という。）は2005年度を「金融教育元年」と位置付けて以降、学校における金融教育の推進に努め、様々な教材の整備、各種セミナー等の開催に取り組んで参りました。この間、『これであなたもひとり立ち』を無償提供させていただき、多くの先生方にご利用いただいているところでございますが、成年年齢の引き下げを展望し、高等学校等において成年として最低限身に付けるべき金融や契約の知識に関して、より効果的な実践に取り組むことが、改めて重要であると考えております。

また、学校における消費者教育については、2012年12月に施行された「消費者教育推進法」の第3条で、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない」と定められており、同教材はこの目的にも叶ったものと考えております。

これらを踏まえ、中央委員会では、高校生が将来社会に出た際に自立して暮らしていくために必要と思われる経済生活上の基礎知識を身に付けて頂くための教材として作成した同教材を全国の高等学校等に向けて発送し、さらに多くの学校で広くご活用頂くことで、次期学習指導要領を見据えた金融教育の拡充に向けての支援を一層強化してまいる所存です。

つきましては、学校における金融教育の重要性に鑑み、各学校で本教材の積極的なご利用をご検討いただけるような特段の配慮が得られるよう、都道府県教育委員会等を通じて、所管・所轄の学校および関係機関等へ周知して頂きますようお取り計らい願います。なお、教材については、見本1部を送付いたしますが、希望する高等学校等に追加配布することも可能です。

また中央委員会では、同教材の指導書および電子教材を作成し、授業での活用に備えております。それらにつきましても、中央委員会にお問い合わせいただければ、発送等の対応が可能であることについても併せて周知していただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

＜参考＞金融広報中央委員会とは

- 金融広報中央委員会（以下「中央委員会」という。）は、都道府県金融広報委員会、政府、日本銀行、地方公共団体、民間団体等と協力して、国民に対し中立公正な立場から金融に関する広報又は消費者教育活動を行い、もって国民経済の健全な発展に資することをその目的とする団体です。
- 金融広報中央委員会事務局（日本銀行情報サービス局内）
電話：03-3279-1111 FAX：03-3510-1373